

パートナーシップ構築宣言

当社は、サイディング工事、リフォーム工事、住宅建築販売、建築資材販売等を通じて、高品質で価値ある住環境の提供を目指す建設業者です。当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別項目】

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組みます。
- ・M&A 等の事業承継支援に取り組みます。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化に取り組みます。
- ・専門人材のマッチングや人材育成によるサプライチェーン全体の人財活性に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

【個別項目】

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他の取り組み

- ・取引先との間で得られた利益やコストダウンの成果を公平に分配し、「50/50」の原則に基づく関係を構築します。
- ・従業員が購買基本方針を理解し、日々の業務に反映できるよう、理念の浸透と教育に努めます。
- ・紙の手形の使用を減らし、現金払いや電子記録債権への移行を推進します。

この宣言は、当社が持続可能で公正なビジネス環境を目指し、取引先との間で真のパートナーシップを築くための私たちの決意を示しています。私たちは、すべてのステークホルダーと共に成長し、より良い未来を築くことを約束します。

2024年2月15日

株式会社KACHIKEN 代表取締役社長 小野 純一郎